



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

**平成29年5月1日から**

**「65歳超雇用推進助成金」の助成額等が変更となります**

「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)は、平成29年5月1日から、下記のように助成額や対象経費の一部が変更となります。

平成29年5月1日以降支給申請分から

【65歳以上への定年引上げ】【定年の定め廃止】 ( )は引上げ幅

措置内容	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
60歳以上被保険者数					
1~2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3~9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

**【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】**

措置内容	66歳~69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
60歳以上被保険者数				
1~2人	10万円	20万円	15万円	25万円
3~9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円

☆定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

※対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働者被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

**対象経費の変更** (平成29年5月1日以降に支給申請した事業主から適用されます。)

定年引上げ等に要した経費は、平成29年5月1日より下記の2つとなります。

- (1) 就業規則の作成を専門家等へ委託した場合の委託費
- (2) 労働協約により定年の引上げ、定年の定め廃止、継続雇用制度の導入を締結するためコンサルタントとの相談に要した経費

**平成29年度 高年齢者雇用に係る給付金の制度改正のご案内**

**(1) 65歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備支援コース)**

高年齢者雇用安定助成金は廃止され、新たな助成金が創設されました。

【廃止】高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者活用促進コース)

【創設】65歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備支援コース)

主な相違点は以下のとおりです。

**【措置の内容】**

- ・措置の内容から、「新分野への進出等」及び「定年の引上げ等」を削除し、「**機械設備の導入等**」及び「**雇用管理制度の導入等、健康管理制度の導入**」のいずれかとします。

**【支給額等】**

- ・雇用管理制度の導入等に伴う経費については、30万円を要したものとみなします。
- ・事業主の生産性に関する要件を設け、助成割合等を以下のとおりとします。

		【助成割合】 中小企業	【助成割合】 中小企業以外	対象となる被保険者 1人あたりの上限額
旧	高年齢者活用促進コース	要した額の 2/3	要した額の 1/2	20万円 (所定の要件を満た す場合は30万円)
新	高年齢者雇用環境整備支援コース	要した額の 60%	要した額の 45%	28万5千円
	高年齢者雇用環境整備支援コース (生産性要件を満たす場合のみ)	要した額の 75%	要した額の 60%	36万円

**(2) 65歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)**

高年齢者雇用安定助成金は廃止され、新たな助成金が創設されました。

**【廃止】 高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)**

**【創設】 65歳超雇用推進助成金 (高年齢者無期雇用転換コース)**

主な相違点は以下のとおりです。

**【対象となる転換制度】**

- ・「雇用後5年以内に転換する制度」であったものが、「**平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を転換する制度**」になります。

**【支給額】**

- ・事業主の生産性に関する要件を設け、1人あたりの助成額を以下のとおりとします。

		【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
旧	高年齢者雇用安定助成金 高年齢者無期雇用転換コース	50万円	40万円
新	65歳超雇用推進助成金 高年齢者無期雇用転換コース	48万円	38万円
	65歳超雇用推進助成金 高年齢者無期雇用転換コース (生産性要件を満たす場合のみ)	60万円	48万円

**お問い合わせ先**

高齢・障害者業務課広島支部 広島市中区光南 5-2-65 広島職業能力開発促進センター内  
TEL 082-545-7150 FAX 082-545-7152

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。